

岩手県告示第193号

第2種事業の判定の基準の要件（平成11年岩手県告示第19号の2）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 規則第5条第3号の知事が定めるもの</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第7条第1項の規定に基づき指定された景観形成重点地域</u></p> <p>(10) [略]</p>	<p>3 規則第5条第3号の知事が定めるもの</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	